

# 「番号制度における自治体ビジネスの取り組み方」

---



平成25年3月

総務省情報流通行政局

地方情報化推進室

総務省 ICT地域マネージャー  
埼玉県 行政ITアドバイザー

**武城文明**

(Fumiaki Bujo)

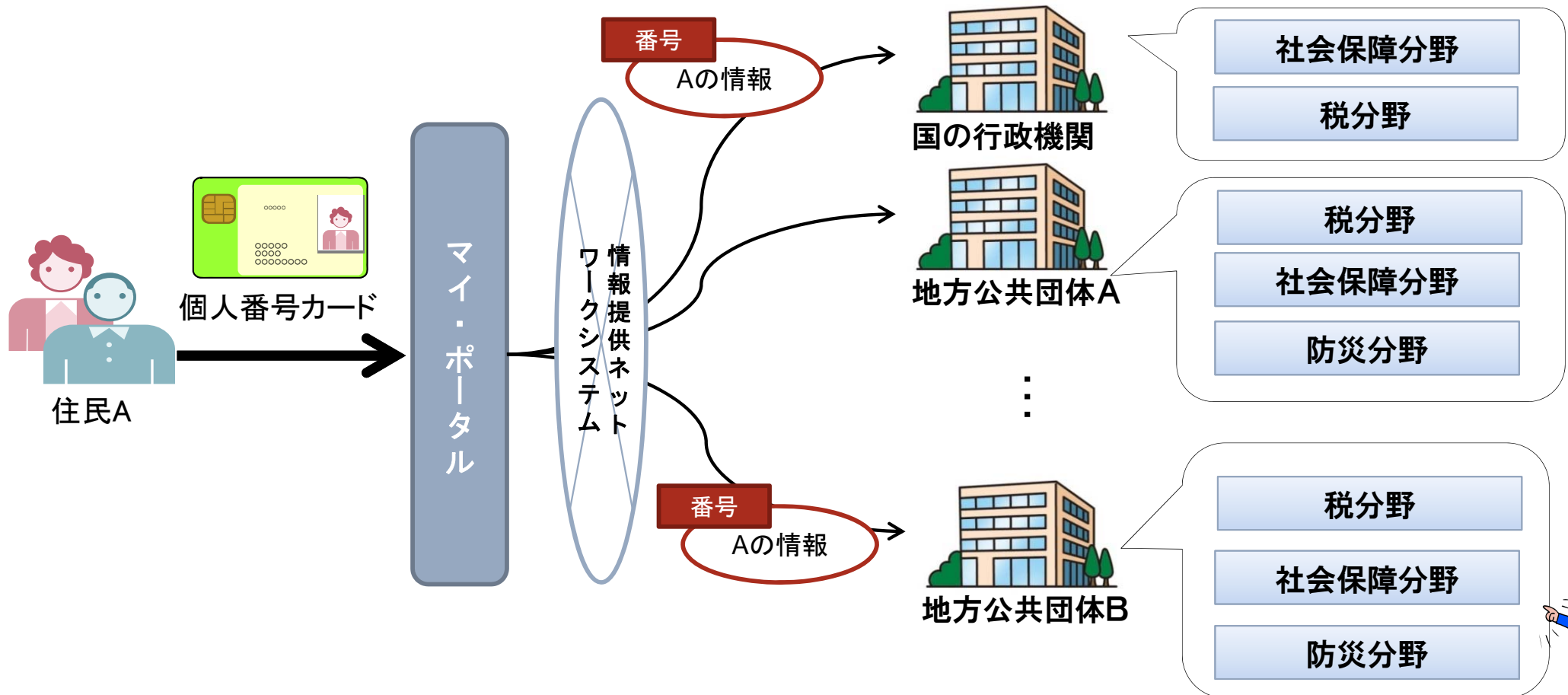
# 目次

- 1 番号制度とは
- 2 番号制度導入によるメリット
  - 1 導入前 / 導入後
  - 2 個人番号の利用例について
  - 3 窓口業務の向上
  - 4 企業における役所関係手続の効率化
- 3 自治体業務での番号利用(別表第一と二)
  - 1 自治体業務での利用(別表第一の構成)
  - 2 別表第一に係る事務範囲
  - 3 別表第二とは
  - 4 自治体業務での利用(別表第二の構成)
- 4 「番号制度への取り組みとスケジュール」へのご提言 …… 実践編
- 5 個人番号制度導入にかかる事務担当 (大分類) …… 実践編
- 6 業務マップと、原課カルテ …… 実践編
- 7 IT国家戦略(クラウド)と今後の展望について

略歴



- 国民一人ひとりに、唯一無二の、民-民-官で利用可能な、見える「番号」を付番し、国民の利便性を向上させるとともに、行政運営の効率化を図ることを目的とした制度です。
- 複数の機関において、それぞれの機関ごとに同一人の情報を紐付き、紐付けられた情報を活用することが可能になります。
- 本人確認(公的認証)の仕組みとして、個人番号カードを交付します。
- 国民は、マイ・ポータルを使って自己情報やプッシュ型のお知らせを確認したり、ワンストップでのオンラインサービスを利用することができるようになります。



## 番号制度導入によるメリット ～導入前～

### 住 民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。



#### 各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等



行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

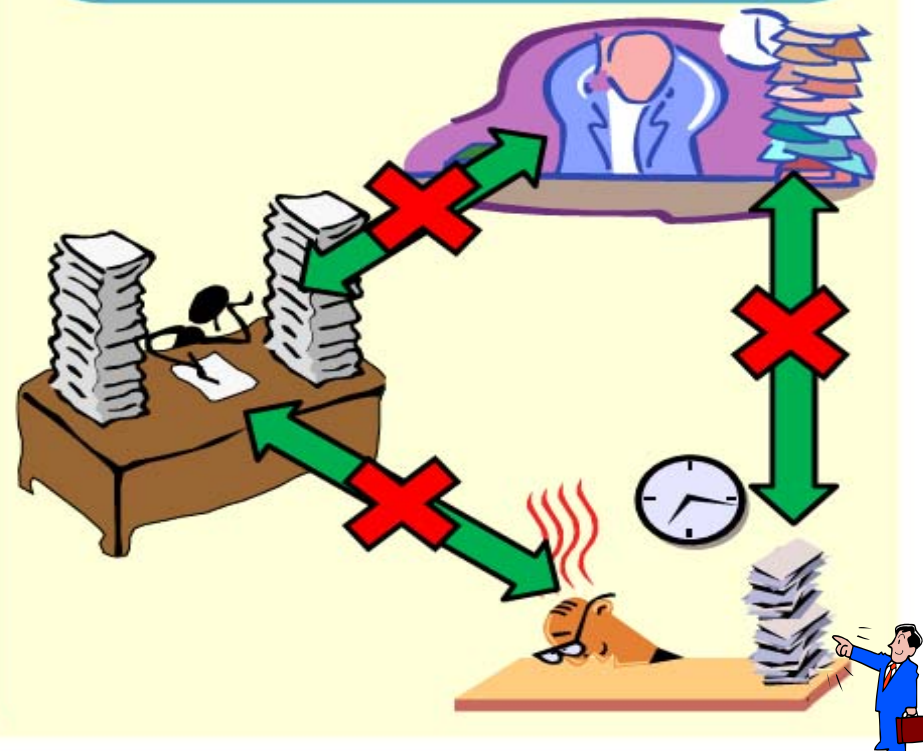
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

### 行 政

#### ① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

#### ② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。





国民は、

- 名前や住所を何度も書く必要がなくなります。
- 添付書類が不要になります。

現在は...

何度も名前や住所を書くのは面倒だなあ...

出生届

子の氏名 生まれた日  
 世帯主の氏名 住所  
 生年月日  
 父の氏名 生年月日  
 母の氏名

児童手当認定申請

請求者の氏名 住所  
 子の氏名 生年月日

子ども医療証交付申請

請求者の氏名  
 住所 生年月日  
 子どもの氏名  
 子どもの生年月日

課税証明書

××健保組合  
 健康保険証  
 氏名 ●●●●

役所では、

- 個人番号を確認します。
- 審査に必要な情報を、情報連携で確認します。

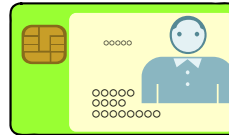
番号制度導入後は...

①児童手当と  
 子ども医療証も  
 お願いします。

出生届

子の氏名 生まれた日  
 世帯主の氏名 住所  
 生年月日  
 父の氏名 生年月日  
 母の氏名

②では個人番号  
 をお願いします。



個人番号カード

③こちらで申請書を作成  
 しましたので、内容を  
 確認してください。

④間違いありません。

子ども医療証交付申請

請求者氏名 ●●●●  
 住所 〒\*\*\*

児童手当認定申請

請求者氏名 ●●●●  
 住所 〒\*\*\*  
 -----役所記入欄-----  
 世帯主の所得額  
 扶養親族数

子ども医療証  
 ●●\* \* \*

加入している年金種別も確認が取れましたので、医療証をお渡しします。



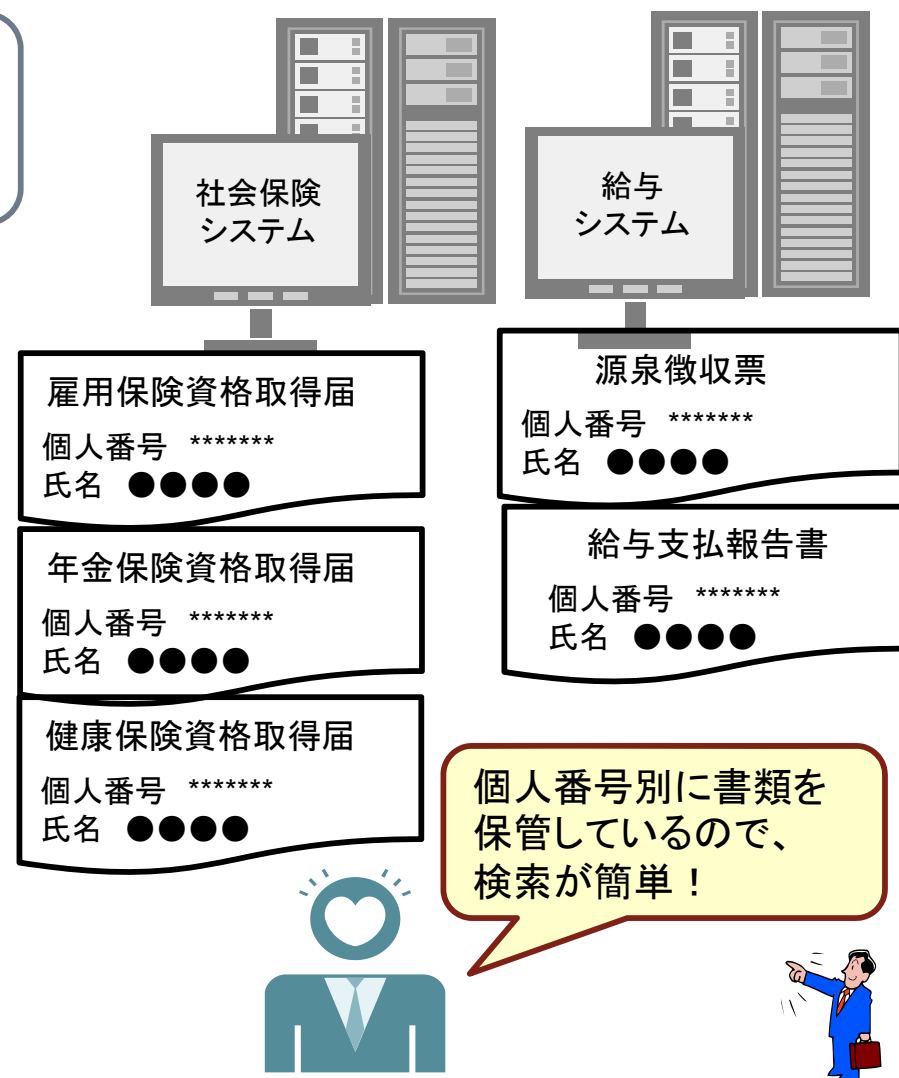
現在は・・・

- 企業の従業員等の給与や保険関係について、従業員を特定するための番号が役所ごとにまちまち



番号制度導入後は・・・

- 個人番号に統一されます。



1 自治体業務での利用(別表第一の構成)

■ 別表第一について

- 庁内で個人番号を利用可能な(利用すべき)事務について規定している。

93事務を規定(うち、地方公共団体が関係する事務は42)

別表第一における  
規定内容(例)

都道府県知事 又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの
------------------	---

地方公共団体が  
関係する事務数

都道府県が関係する事務数	34
市町村が関係する事務数	27

※「都道府県知事」「市町村長」等と明記されていないが実質的に対象となるもの(「医療保険者」等)も含む





## 2 別表第一に係る事務範囲

別表第一(第9条関係)

### 1 社会保障分野

#### 年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

#### 労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

#### 福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等 低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

### 2 税分野

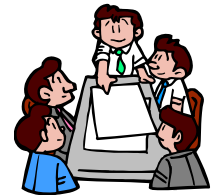
⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

### 3 災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に



- 別表第二とは、特定個人情報の照会、提供が可能な者および事務、特定個人情報について規定したものです。
- 番号法では、情報照会を受けたら、情報提供しなくてはならないことになっています(第19条)

第一欄 情報照会者	第二欄 事務	第三欄 情報提供者	第四欄 特定個人情報
1 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済組合法、国公務員等共済組合法をいう。以下同じ。)により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。)又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの

情報照会してよい手続き、業務

情報照会してよい情報

情報照会できる機関

情報提供すべき機関



## ■ 別表第二について

- ・庁外の団体との情報連携において個人番号を利用可能な主体、事務、および特定個人情報について規定している。

115事務を規定(うち、**地方公共団体が関係する事務は99**) ※番号法公布時点の数値

別表第二における  
規定内容(例)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

地方公共団体が  
情報照会者／提供者  
として関係する事務数

	情報照会者	情報提供者
都道府県が関係する事務数	36	41
市町村が関係する事務数	46	92

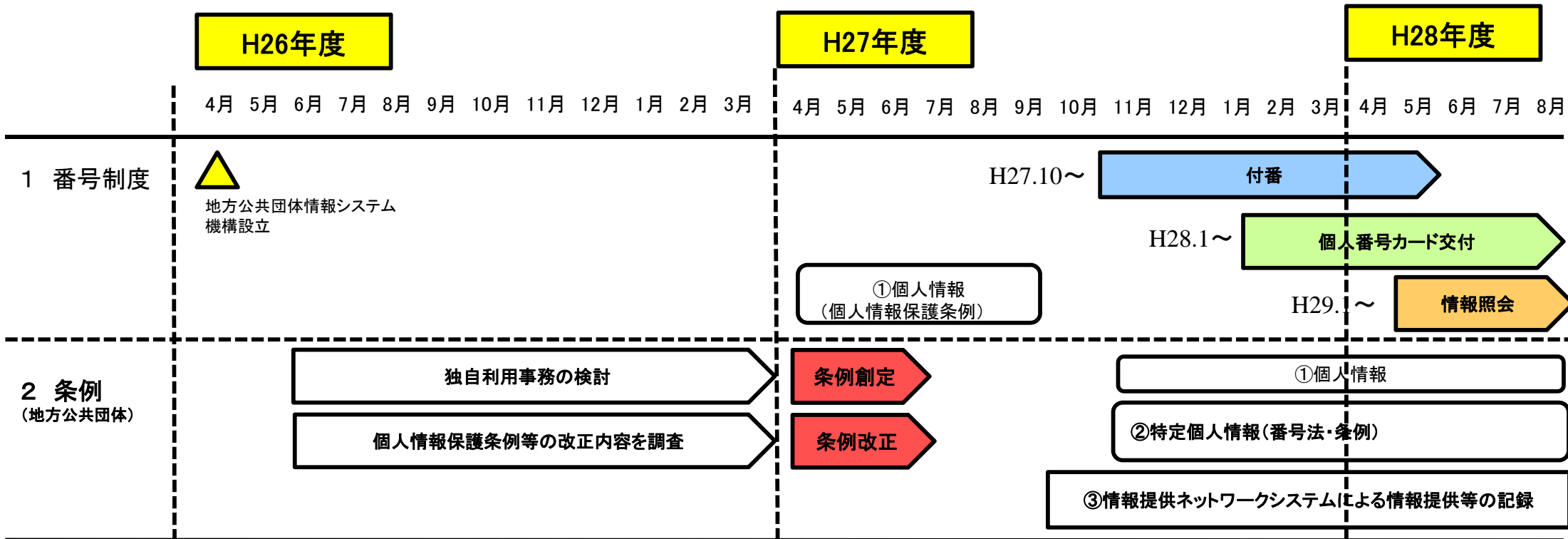
※「都道府県知事」「市町村長」等と明記されていないが実質的に対象となるもの(「医療保険者」等)を含む、番号法公布時点の数値

出所:自治体クラウド・情報連携推進のための研修教材「3-3番号制度導入に向けて(制度編)」  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000221269.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000221269.pdf))

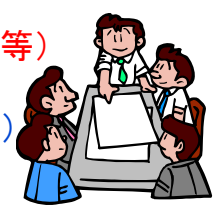
【留意事項】 番号法公布後、常に別表の追加・削除が行われるため、最新情報の確認を



# 4 「番号制度への取り組みとスケジュール」へのご提言



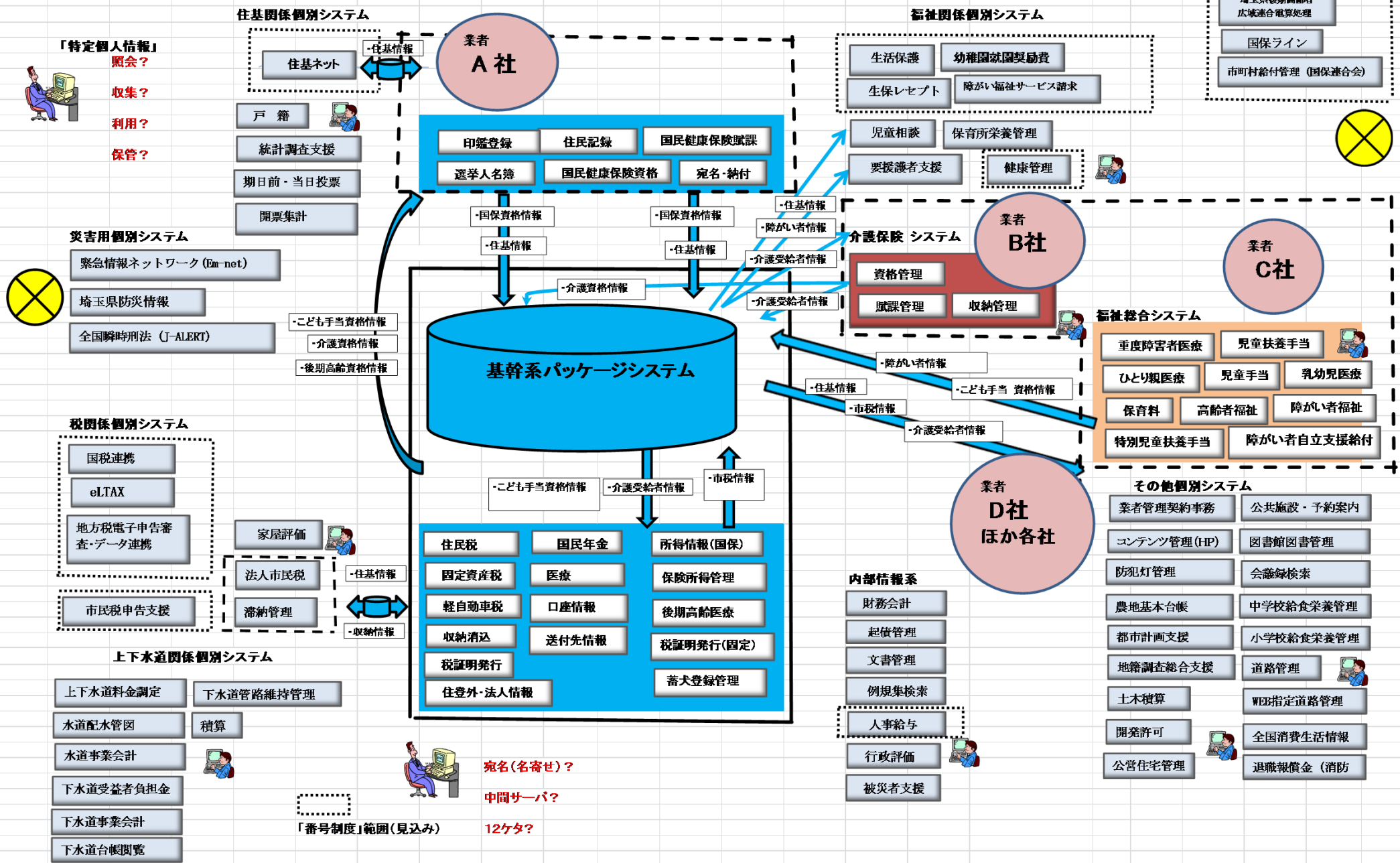
- ### 3 取り組む項目
- (1) プロジェクトチーム設置
  - (2) 関係業務洗い出し (別表1・2 該当課の選別)
  - (3) 特定個人情報評価(評価体制・対象情報の選別)
  - (4) 条例改正(個人情報保護法関連、各種書式、独自事務条例等)
  - (5) 窓口業務体制(制度導入後の事務処理フロー、職員権限等)
  - (6) 情報セキュリティ(セキュリティポリシーの変更)
  - (7) カード発行業務 (付番ー通知ー交付)
  - (8) システム関係 (各種システム改修・新規導入)
  - (9) 情報連携 (マイポータル)



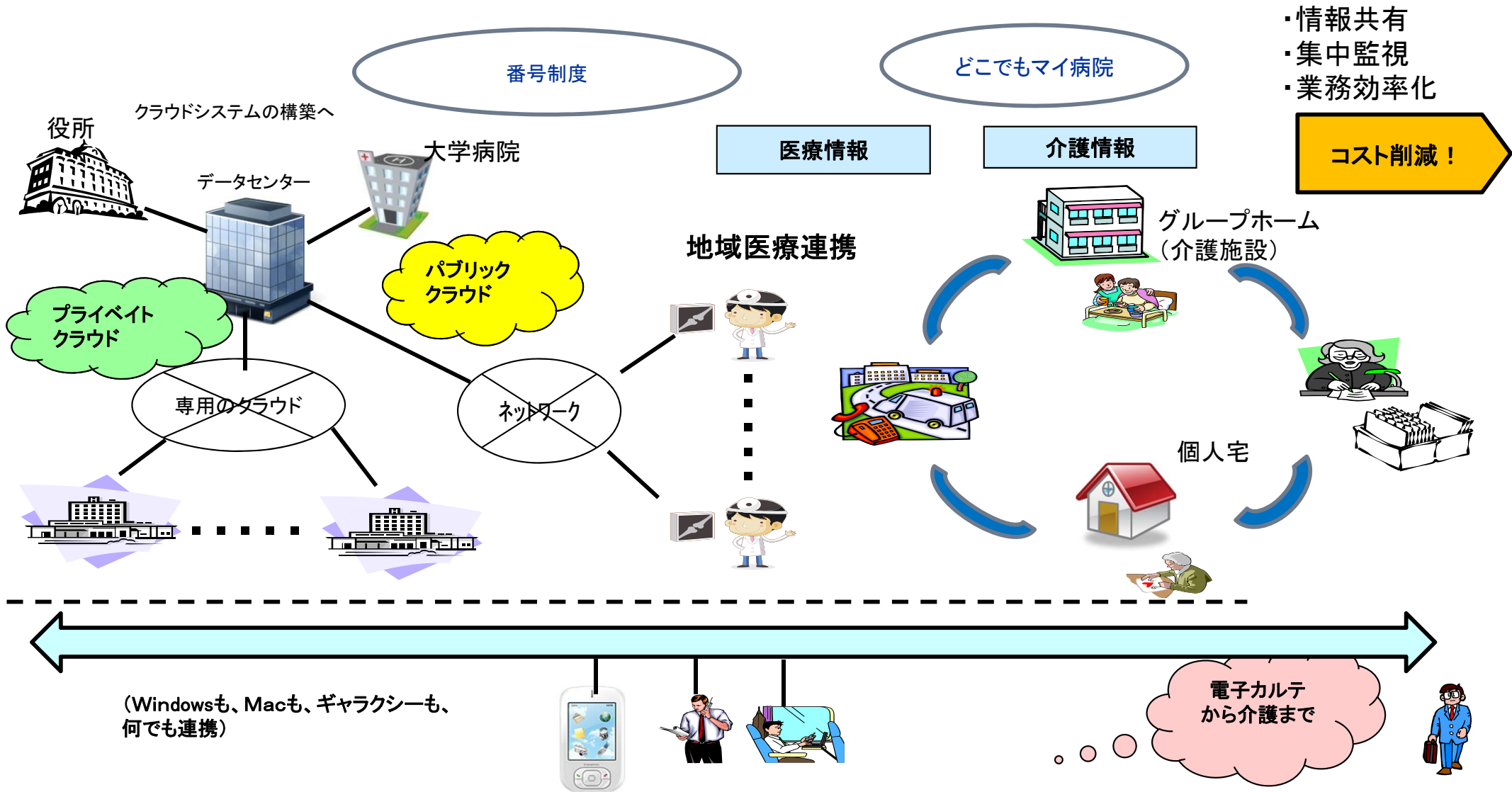
- 1 個人番号の付番、指定、通知に関する事
- 2 通知カードの送付及び管理に関する事
- 3 個人番号カードの交付及び管理に関する事
- 4 電子証明書の発行及び管理に関する事
- 5 個人番号カードの条例利用に関する事
- 6 条例利用の場合の個人番号カードへのデータ書き込み
- 7 個人番号の条例利用に関する事
- 8 行政改革、新たな市民サービス創造に関する事
- 9 個人番号を使うことのできる事務の特定
- 10 外部との情報関係ができるデータの特定
- 11 システム改修に関する事(各課調整含む)
- 12 住基系・情報系システムの改修
- 13 各課個別システムの改修
- 14 申請書・帳票類の個人番号追加等修正
- 15 中間サーバ設置に関する事
- 16 アクセスログ管理及びセキュリティ対策
- 17 住基ネットCSと機構との連携テスト
- 18 個人情報保護条例等の改正及び各課指導
- 19 市独自利用、行政機関間収受の場合の条例制定
- 20 特定個人情報保護評価に関する事
- 21 中間サーバとの庁内システム連携テスト
- 22 符号の一斉取得
- 23 国との連携テスト・総合運用テスト
- 24 個人番号関係事務実施者としての利用に関する事
- 25 法人番号の利用に関する事
- 26 マイ・ポータルにおけるプッシュ型サービス検討
- 27 個人番号関連の文書収受
- 28 個人番号関連説明会への参加
- 29 職員への研修
- 30 市民への周知(カード利用等)
- 31 住登者以外の人格に対する個人番号の取得に関する事  
(名寄せ含む)  
住登外者      法人      その他転出者等



## ★「システム業務マップ」…… 原課カルテの策定！



# 7 IT国家戦略(クラウド)と今後の展望について

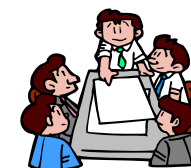


## 略歴について

### 武城 文明(Fumiaki Bujo)略歴

総務省 ICT地域マネージャー・地域情報化アドバイザー  
 埼玉県 行政ITアドバイザー  
 経済産業省委員  
 高度IT人材による「IT経営戦略」コンサルタント

- 1977年 慶応義塾大学工学部 卒業  
 1977年 (株)日立製作所 入社  
     コンピュータ事業本部配属。  
     当時は、原子力と新幹線が花形で、当本部配属は唯一人。国内初のスーパーコンピュータ HITACのシステム営業を担当。気象庁と東京大学へ搬入、その後、国内初のオンラインのシステム営業を担当。銀行・保険会社・証券会社オンライン・国鉄(現JR)乗車券予約オンラインのシステムを担当。東京証券取引所の初のオンラインシステムの導入を完成。
- 1987年 欧米証券取引所 視察  
     米国にて「システムコンサルタント」という職業を知る。  
     日本にも不可欠の職業と直感し、独立することを決意する。
- 1990年 民間企業向けシステムコンサルテーションを開始  
     (現在まで、約1,000社をヒアリング、訪問)
- 2003年 経済産業省推奨のITC(ITコーディネータ)取得
- 2004年 埼玉県庁 ITアドバイザー 就任  
     ・IT調達の見直しを県庁職員へ指導  
     ・内部統制や危機管理の意識改革を遂行  
     ・新ITアクションプランを策定
- 2006年 ITC協会 ブランド戦略&ITC人材育成委員 就任  
 2007年 埼玉県庁 監査事務局 IT監査アドバイザー 就任  
 2008年 埼玉県 ITアドバイザー 就任  
 2009年 経済産業省 商務情報局政策局委員 就任  
 2010年 埼玉県 行政ITアドバイザー 就任  
     ITC協会「自治体クラウド事業戦略(総務省)」企画主幹 就任
- 2011年 総務省 地域情報化アドバイザー 就任  
 2012年 総務省 ICT地域マネージャー 就任  
 2013年 総務省「情報通信月間」関東総合通信局長表彰



日本のIT業界の発展と共に歩んできている。  
 全世界がIBM・UNIVAC等のコンピュータのシェアに占められていた1970年代に、日本の国家戦略として始められた、コンピュータ事業の黎明期から、この道一筋に生きてきたわけである  
 このような貴重な体験を活かす人材こそが、経済産業省やITC協会が目指す高度IT人材であると確信している。



〒330-0044さいたま市浦和区瀬ヶ崎4-9-6  
 (有)シュロス・システムコンサルティング  
 代表取締役 武城文明  
 TEL048-813-2011  
 URL: <http://www.schloss.jp>